

中小企業政策審議会
第2回中小企業経営支援分科会
議事録

中小企業庁経営支援部経営支援課

中小企業政策審議会
第2回中小企業経営支援分科会
議事次第

日 時：平成27年1月15日（木）13:00～14:59

場 所：経済産業省 本館17階 国際会議室

開 会

議 事

1. 中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しについて
2. がんばる中小企業・小規模事業者・商店街表彰について

報告事項

1. 中小サービス事業者の生産性向上について
2. その他

閉 会

○渡辺課長 まだ遅れている委員もいらっしゃいますけれども、定刻を過ぎましたので、ただいまから、今年度第2回目になりますけれども、「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会」を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

冒頭の進行を務める中小企業庁経営支援課長の渡辺でございます。

まず、開催に当たりまして、北川中小企業庁長官より御挨拶をさせていただきます。

○北川長官 中小企業庁長官の北川でございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。御礼申し上げます。

冒頭、最近の私どもの取り組みというものを少し御説明させていただきたいと思っております。

日本経済は徐々によくなっているということでございますけれども、やはり全国の中小企業、小規模事業者にそれを届けるというのはまだまだ時間がかかっておりますので、それを一生懸命やっというのが今の我々の考えでございます。

最近のことを申し上げますと、1つは予算、税制でございます。参考資料2というものを資料の下にお付けしていると思っております。ちょっとだけこれを見ていただきますと、これは事業者の方への御説明用ということで作ってみたものなのですが、あけていただき、全部は御説明できませんが、ポイントのみ御紹介申し上げます。まず、2ページ目でございます。

例えば、補正予算で冒頭でございます「ものづくり・商業・サービス革新補助金」1,020億円、あるいは「サポーティングインダストリー事業」、こういったもので応援していきたいというのが1つと、その下に「省エネ設備の導入」ということで補正予算で930億円ついております。これは特に中小企業の方に使っていただくことも念頭に置いておりますので、かなりのボリュームでお使いいただけるのではないかと思います。これは、ごくごく普通の新しい設備であれば対象になるように、使いやすようと考えております。

それから、以下、商店街も一生懸命やっているのですが、特に2ページの一番下に、ちょっと字が小さいですけれども、今般、地方創生の議論の中で地方創生交付金というのができました。これが全体額4,200億円でございます。このうち2,500億円が地域の消費喚起ということになっております。その中には、商店街が発行する商品券やふるさと名物商品券、こういったものも対象となります。それぞれの自治体でお考えいただくということになりますけれども、ぜひ地域の経済団体を初め、一緒になってやっていきたいと思っております。

それから、1,700億円、仕事づくりの交付金がついています。これも地域それぞれで創業あるいは販路開拓、あるいは試作品開発、さまざまなものにそれぞれの自治体の御判断で使えるようになっております。こういったものも、金額が大きいので、ぜひ使っていただければと思います。

それから、小規模事業で申し上げれば、3ページになりますけれども、「小規模事業者

の持続化支援」というのがございます。これも昨年度からやっているところですが、また今回も予算をいただきまして、頑張っているところがございます。

これ以外に、一番最後のページでの税制改正でございます。法人税の議論、今年はいろんなメディアでごらんになっていただいたと思うのですがけれども、特に中小企業サイドで気になっていた、いわゆる法人事業税の外形標準課税を中小企業に適用するかどうかという議論がありました。これにつきましては、真ん中辺に小さく書いてありますけれども、中小企業には適用されないということで決着をしておりますし、今後も慎重に検討するというようになっておるところでございます。

それ以外にも幾つか、事業承継税制、あるいは商店街でいえば消費税の免税手続の一括化、こういったことも盛り込まれているところがございます。

それから、ここにはございませんが、最近の私どもの大きな取り組みといたしましては、中小企業・小規模事業者の取引単価の適正化と申しますか、要は、下請あるいはそれ以外の方も含めてコスト高をちゃんと転嫁できるようにしていきたいということで、さまざまな分野に働きかけをしているところがございます。先般、政労使会議で総理からも、賃上げのみならず、取引単価適正化に努めてもらいたいという御指導をいただいておりますし、一方で下請代金法に基づきまして、いろんな検査もしているところがございます。こういったものも今、一生懸命取り組んでいるところで御紹介させていただきました。

それから、本日の審議会でございます。本日の審議会は、まず、中小ものづくり高度化法に基づきまして、指定している技術及び指針について御審議をいただきます。特に中小サービス業の生産性向上、これは大変課題になっておりますので、ここについても御報告いたします。御意見をいただければ幸いに存じます。

それ以外にも本日は盛りだくさんでございますけれども、ぜひ御忌憚のない御意見をいただければと思います。どうもありがとうございました。

○渡辺課長 議事に先立ちまして、3点ほど御連絡事項がございます。

まず、本分科会委員に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。

伊丹敬之委員が任期満了に伴いまして御退任をされて、一方で、一橋大学副学長の沼上幹委員に御就任いただいているところがございます。

また、全国商店街振興組合連合会副理事長の阿部眞一委員、一般社団法人中小企業診断協会副会長の榎本健次委員、有限会社モーハウス代表取締役の光畑由佳委員に新たに御就任をいただいております。光畑委員におかれましては、所用により少し遅れての到着を予定されております。

本日の他の御出席委員の御紹介につきましては、大変恐縮でございますけれども、配付しております委員名簿と座席表をもってかえさせていただきます。

なお、本日の会議には過半数の委員及び臨時委員に御出席いただいております。中小企業政策審議会令第8条1項の規定に基づき定足数を満たしていることを申し添えさせていただきます。

2点目に、本日の議事運営について若干御説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料1に議事次第も配付しております。まず、中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しに関する審議、それから中小サービス事業者の生産性向上に関する御報告のほか、参考資料として、先ほど長官から御紹介をした「平成26年度の補正予算・平成27年度予算案・税制改正案 中小企業・小規模事業者対策のポイント」というものを配付させていただいております。

また、議事のうち「がんばる中小企業・小規模事業者・商店街表彰」につきましては、鶴田分科会長にも事前に御相談をさせていただき、事業者・商店街を選定するための審査過程におけるものでございますので、公表することによって審査に支障を生じるおそれがあるという理由で非公開で行うこととしております。

なお、今回の議事については、後日、議事要旨をもって公開いたしますけれども、当該議事に関する議事録、それから追って配付させていただきますけれども、資料については非公開、一部回収扱いとさせていただきますと存じます。

3点目、最後でございますけれども、資料についてでございます。

経産省では文書事務の効率化等を図るために、審議会、分科会等については原則、配付資料を電子媒体で行うこととしておりますけれども、本日の審議におきましては、お手元で資料を確認していただきながら審議いただく必要があるということで、紙媒体で資料を配付させていただいております。

配付資料の確認でございますけれども、お手元の配付資料一覧でございますとおり、まず資料1から資料6まで、それから参考資料1と2がございます。もし資料の配付漏れですとか御不明な点がございましたら、会の途中でも結構でございますので、挙手等により事務局までお申しつけいただければと存じます。

連絡事項は以上でございます。

それでは、ここからは議事進行を鶴田分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○鶴田分科会長 では、着座のままで御無礼いたしたいと思います。一言御挨拶を申し上げたいと思います。私は、全国中小企業団体中央会の会長を務めております鶴田でございます。また同時に本会の分科会会長を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は、足元の悪い中、また年明けの大変お忙しい中、第2回の中小企業経営支援分科会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本来ならば年内に第2回の会議を開催するところでございますが、御案内のように総選挙があり、予算編成で年が明けて本日になったということで御理解を賜りたいと思っております。おわびかたがたよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これから議事に入りたいと思います。「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しについて」、また「中小サービス事業者の生産性

向上について」の2つの議題、報告事項についてあわせて説明をしてもらい、その後、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。

まず、「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しについて」からお願いをしたいと思います。

本件に関しましては、お手元の資料3のとおり、宮沢経済産業大臣から中小企業政策審議会へ諮問があります。当分科会に付託されて審議することとなっております。

それでは、内容説明を順次お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○平井課長 中小企業庁のイノベーション課長の平井でございます。御説明申し上げます。

資料3以降、資料3、4、5、それから関係いたしますのが資料6-1でございますので、このあたり順を追って御説明申し上げます。

まず、宮沢経済産業大臣より特定ものづくり基盤技術の指定について諮問させていただきました。資料3の後の資料4、横長の紙を見ていただければと思いますが、先ほど北川長官からも御説明いたしましたとおり、中小企業庁としまして、ものづくりの中小企業、あるいはこの後の議題でございますけれども、中小サービス事業者の生産性向上、そういった課題に対しまして、さまざまな予算措置、あるいは予算以外にも低利の貸付制度等を活用しまして、中小企業のイノベーションを促進しているところでございます。

昨年6月のアベノミクスの「日本再興戦略2014」改訂版に基づきまして、補正予算あるいは27年度当初予算要求等を行ってきた次第です。

「再興戦略2014」の中でどういったことを御指摘になったかということでございますけれども、ものづくりのほうに関しましては、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成・マーケットインの発想に基づく産学官連携による製品開発の促進のために中小ものづくり高度化法の対象技術にデザイン等を追加するように支援制度を見直す、こういう方針が示されております。

中身につきまして、「2. デザインの追加について」でございますけれども、そこに12の分野を羅列してございますが、2から12までに関しましては、昨年度のこの分科会のほうで取りまとめいただきまして、御答申いただいたものでございます。それまでは22の技術が細分化されておりました、金属加工、メッキ、そういったものがあつたものを、下請側ではなくて、むしろ大企業、ニーズ側の視点でこの11に再整理いただいたものでございます。

一方で、再整理はしていただいたわけでございますけれども、引き続き大企業側といたしますか、需要側が期待するものということで整理した関係がございまして、今のものづくり中小企業は、大企業から示されるスペックにのっとり加工を行う、あるいは仕事をするだけが中小企業に求められているわけではなく、中小企業自らがマーケットイン、つまり市場でどういった価値が見出せるのか。そういうことを考えながら進めないといけない、それが「日本再興戦略2014」の背景、趣旨であろうかと、このように私ども理解しております。

したがいまして、今回、11分野に加えまして、中小企業がマーケットに直接訴えかけられるような、端的に言ってデザインの開発技術、こういったものを追加していく必要があるのではないか、このように考えたところでございます。

概略のところ、製品の審美性、ユーザーが求める価値、その製品を買いたいと思えるようなブランド、また使用によって得られる満足感、新たな経験・体験を挙げております。あるいは製品自体の優位性ではなくて、むしろ製品と人との関係、社会との関係、端的に言えば安全な製品であるかどうか、あるいはライフサイクルにわたって効率的な環境負荷の少ない製品であるか、そういった価値創造につながるような技術といったものを指定していきたいということでございます。

実際にこの課題が投げかけられましたときに、私ども委託調査という形で研究会を立ち上げたわけでございますけれども、本分科会では伊丹先生がまだ分科会の委員としていらっしゃいました。前回のこの分科会でも伊丹先生に前回の11分野の取りまとめをお願いしたわけでございますので、6月にこれが出た段階で、伊丹先生に、こういったものをどうまとめていけばいいだろうかとこのことを御相談した次第でございます。そこで沼上先生を委員長をお願いしてはどうかという御推薦も得ましたので、今回このデザイン開発技術に関して実際の中身を御検討いただく上で、沼上先生に委員長をお願いしまして、いろいろなヒアリング等を進めたものでございます。

指針案の本文に関しましては、資料5でございます。ただ、本日はお時間の関係もございまして、また委員の皆様には事前にメール等で中身に関してお送りしたところでございますので、きょうこの場で一々文章を読み上げることは省略させていただきますけれども、今、私が申し上げましたことを指針という形で書き下したものが資料5でございます。

引き続きまして、僭越でございますけれども、その先のサービスのほうに関しまして、今の話と関係がございますので、ちょっとさわりだけ先に入らせていただきます。資料6-1でございます。同じく先ほどの日本再興戦略でございますけれども、この中でサービス産業の生産性向上ということも指摘されておまして、中小サービス事業者の生産性向上に向けての具体的手法と段取りをガイドラインとして策定する、と指摘されておまして、経済産業省商務情報政策局を中心に御検討を進められたものでございます。私ども中小企業庁といたしましても、先ほどのものづくりサービス補助金や商業・サービスの競争力強化のための連携支援事業を27年度予算案あるいは26年度の補正予算案に計上を目指しておりましたので、ぜひこのガイドラインを参照して事業を進めたいと思っております、私どももこのガイドラインの策定に協力しているといったところでございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、沼上委員より一言お願いできたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○沼上委員 私のほうから「特定ものづくり基盤技術デザイン技術検討委員会」の様子について少しお話をさせていただきたいと思っております。

昨年11月に総勢14名の有識者による議論を行いました。検討委員会では、東芝、ソニーのデザイナー、デザイン部門の方々のプレゼンテーションや、独自のインモールド成形技術を活用してデザイナーと連携して名刺入れのようなものを、独特のものを開発されているという吉田テクノワークスという中小企業から、プレゼンテーションしていただきました。資料の中にもありますような学識者、デザイナー、弁理士等の方々の有識者によるさまざまな検討をさせていただきました。

議論の中でどういうことが出てきたのかというと、まず第一に、色、形、質感といった狭義のデザインばかりでなくて、製品がつくり出すさまざまなライフスタイルやユーザーエクスペリエンスのようなものが大切である。この点は後でまた追加でお話をさせていただきたいと思います。

2つ目に、デザインの技術というものを磨くためには、実はユーザーとの相互作用を頻繁に行って試作を繰り返していく、そういう鍛える場面を支援していかないとなかなか進まないというような御指摘、それから製品の安全あるいは環境負荷の低減といった社会的な課題についての対応もしっかりと支援していく必要があるという御意見をいただきました。

私個人の印象論でもう1つ、2つ、お話をさせていただきたいと思いますが、そのときの私の印象では、ユーザーエクスペリエンスというのは極めて重要な概念だと思われま。皆さんがスマホのデザインを見て、こういう商品を持って、いいデザインだなと思うというのが一つのデザインの考え方ですが、そのデザインのものを使ってインターネットを楽しんでいるときには、実は機械としてのデザインではなくて、ネットの世界にはまり込んでいるときには機械そのもののイメージはもうない。しかし、ユーザーが経験しているその経験の気持のよさ、それはインターフェースを設計することでつくることのできる。これがユーザーエクスペリエンスでございます。

当日の議論の中でも、例えばソニーのNEXというカメラなのですが、そのカメラの設計のときには単に形を設計するだけではなく、シャッター音の音まで設計する。それによってカメラの使い心地を設計するのだ、そういう議論が出ております。

その意味で、今までの形がきれいだとかということだけではなく、ユーザーのエクスペリエンスまで設計するということにデザインの深みがあるのだということところが今回のものにも入っておりますので、そこはまた画期的なものであろうと私は考えております。

また、この種のことをやることでデザインというものをこういうふうに考えてもらうということで、中小企業の方々にユーザーと機械とのインターフェースの部分を徹底的に考えていただくということになるかと思っておりますので、中小企業みずからマーケットインの思考を発達させていく、そのためのサポートの仕組みという意味で非常に画期的な重要な要素が入ったと私自身は考えております。

以上でございます。

○平井課長 沼上先生、どうもありがとうございました。お忙しい中で、企業のヒアリン

グでありますとか、指針案の取りまとめ等をしていただきまして、事務局としても大変感謝しているところでございます。改めて本当にどうもありがとうございました。

引き続きまして、先ほどちょっとさわりだけ始めさせていただきましたけれども、中小サービス事業者の生産性向上につきましては、経済産業省の商務情報政策局サービス政策課が主に取りまとめを進めているところでございます。本日、担当の高木課長補佐に来ていただいておりますので、御説明をお願いしたいと思います。

○高木課長補佐 サービス政策課の高木と申します。

資料6-1、6-2、6-3に沿って、今、御紹介がありました中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドラインの方向性について御報告をさせていただきたいと思いません。これにつきましては、先ほど平井から紹介がありましたように、日本再興戦略での記載を受けて今年の10月末より、こちらにいらっしゃる石井先生に座長として取りまとめをお願いしまして、議論を進めてきております。

最初の6-1になりますけれども、ガイドラインの概要という欄をごらんいただければと思います。今いろいろなところで日本のGDPの7割を占めるサービス業の生産性をどう上げたいのかということが議論になっておりますけれども、それを個々の特に中小事業者の方がわかりやすく実施できるようなガイドラインにしたいという思いでつくっております。生産性向上を分母と分子に分けますと、まずは効率の向上というのはもちろんありますが、それ以上に付加価値の向上、革新的なビジネスの創出が大事ではないかということで、それをわかりやすくかみ砕いたガイドラインにしたいという思いでつくってまいりました。

誰に何をどのようにということがその下の図に描いてありますが、誰に対してどのようなサービスをどのような方法で提供したらいいのかということ要素に分解して、それをわかりやすい方法論として示すようなものにしております。一方で、分母に当たります効率の向上という点につきましては、サービスの提供プロセスの改善をする、ITの利活用によって効率性を増していくという2点について記載しております。

資料6-2ですけれども、今、申し上げた各項目について「取組を評価する軸」と書いておりますが、例えば誰にということについていいますと、2つのやり方があって、新規の顧客層を開拓する、あるいは商圈を拡大するというような方法を具体的に記載しております。こちらにありますのは概要資料ですので、本体は数十ページのガイドブックという形になっております。何をにつきましては、独自性という点でいいますと競合のないサービスをどうやってつくったらいいのか、ブランド力でいいますとブランドのコンセプトとサービスの内容がきちんと一貫性のあるものになっているかどうか、顧客満足度でいうとマーケティングでどれだけ実際に顧客の個別の嗜好を把握することができるのかどうか、そういった点を下まで書いておりますけれども、それぞれの項目についてわかりやすく解説をしております。

それから、「取組を評価する軸」と書いておりますが、先ほど平井から説明がありまし

たように、ことしの補正、来年度の予算でサービス事業者向けの補助金を設けておりました、その補助金を受ける際に、こういった取り組みをしていれば審査項目とも連動しているような形でわかりやすく使える、ちゃんと国からの支援も連動するというような体系にしていきたいと思っております。

資料6-3が事例になりますけれども、やはり事例が一番わかりやすいということで、これはまだ例ですので、簡単な形になっておりますけれども、業種ごと、あるいは先ほど申し上げた評価項目ごとにこういった事業者がこのような取り組みをしてきましたということを知りやすく解説をつけることで事業者の方にとって使いやすいものになりたいと思っております。

簡単ではございますが、今のガイドラインのまとめについての報告は以上とさせていただきます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、石井委員より一言お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○石井委員 昨年10月より5名の有識者と「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン策定検討委員会」を開催してまいりました。

この委員会の中でいろいろ議論が出たのですが、4点指摘いたしますと、生産性というのはわかりやすいのだろうけれども、サービスでいうと付加価値という概念のほうが合うという議論が1つございました。

今、高木さんのほうからございましたように、誰に何をどのようにという議論が、サービスの場合、物という目に見えるものがないだけに、ビジネスのデザインというのは大事だろうというのが2つ目でした。

サービスというと幅広いですね。教育もサービスだし、病院もサービスだし、運送もサービスだしということで、いろんな意見がばらばらに出てくるわけですし、そのあたりは十分に配慮した形のガイドラインをつくる必要があるというのが3点目でございます。

4つ目に、サービスエンカウンターというのでしょうか、やはり人と人が最終的には接触を持ってビジネスが完成するわけですし、その場合に、組織の中の人をどう育てるか、どういう意欲も持って働いていただくかというところが肝心かなめではないかという意見も出ました。その意味で、組織全体をマネジメントするという視点も含めたいという議論が出ておりました。

そのうち、少し私の考えるところがあった話を2点だけさせていただきたいのですが、1つは、誰に何をどのようにという議論です。昔でいうとファミリーレストランということになるのかもしれませんが、おいしい料理を出せばお客さんが集まる、そんな考え方で店を開くと余りうまくいかないわけで、どちらかというと5歳から10歳ぐらいの子供さんを持った家族に限定した、その要望だけに応えるようなレストランをつくるということでファミリーレストランが生まれたわけで、それが何兆円というような大きなビッグな市場に育ちました。この一点を見れば、誰にというところでターゲットをはっきりさせて、ター

ゲットの価値を見つけて、それに対して最適な対応を考えていく、このやり方がサービスの中では大事だという話が随分出ましたし、私もそういうふうに思います。

私は、たまたま大学を経営して、経営陣におるのですけれども、大学は皆様方がおられた時代とは随分違っておりました、例えばそろそろ入試はどこかにアウトソースしていいとか、初年次教育は、業者がいるので、1年生を丸ごと任せたらどうかとか、英語は英語の文学などを教えているのではなくて専門の役に立つ英語をやったらどうかというので英語の専門学校と契約を結ぶとか、総合教育サービスを提供している大学の仕事の中にそういう専門業者が入ってきています。英語専門の学校とか、入試専門の予備校とか、特化したところが自分たちの領分を広げております。価値を絞る、つまり誰に何をどのようにといるところをクリアに定めるところがポイントかなと思いました。

もう1つは、サービスエンカウンターの話で、人を育てるといことがやはりサービス業では大変大事だという議論が出てまいりまして、そうだなと、形だけ定めても魂入れずになってはだめだなというようなことを思いまして、サービスエンカウンター、お客さんと対峙する優しい人を育てていく、そこがサービス業の大事なポイントになるのではないかと思います。

以上でございます。

○鶴田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、沼上委員、また石井委員及び事務局から説明がございました「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しについて」と「中小サービス事業者の生産性向上について」の2つの議題、報告事項について、皆様方より御発言をいただきたいと思います。御発言される方は、恐縮ですが、ネームプレートを立てていただいて御発言をお願いします。どうぞ、西川委員。

○西川委員 特別区長会会長、荒川区長の西川でございますが、所用で中座をさせていただきますので、鶴田会長のお許しをいただいて、簡単にやりますので、一括してよろしくございますか。

○鶴田分科会長 どうぞ。

○西川委員 ありがとうございます。

まず、中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しにつきまして申し上げます。

中小事業者の品質の価値を高めるデザイン開発技術を追加するという御決定は極めてすぐれた御判断で、時宜を得たものだと大変うれしく存じます。

かつて私どもの東京23区の中の金型メーカーがサポイン事業を活用した際には、申請手続や書類が煩瑣であって、その量の多さ等で大変苦しんだという声が各区長から寄せられておりました、中小企業庁は補助金申請の簡素化に取り組んでいただいておりますが、補助金利用の裾野を広げるために一層の改善をお願いしたいというのが1つございます。

例えば、代表して出させていただきますので、本区、すなわち荒川区は、区内で

10年以上事業を継続している小規模事業者を対象に設備投資補助金、これは上限100万円
4分の1を補助しております。

2番目は、中小企業診断士の先生に経営アドバイスをさせていただいております、これ
は必須の条件としてございます。

3番目は、融資との併用を実施いたしまして、申請書類も3枚でできるように簡素化し
てございまして、その結果かどうかあれでございまして、昨年度1年間で70件、3,000万円
の利用、問い合わせが200件弱ございました。本年度も継続をしたいと思っております。

続けて、会長のお許しをいただいて、中小企業・小規模事業者・商店街表彰についても
よろしゅうございますでしょうか。

○鶴田分科会長 どうぞ。お帰りになるので。

○西川委員 恐縮でございます。本制度は、二階前大臣のときに発案されたものだと承知
をしておりますが、事業者のPR、モチベーションの向上には非常によい制度だと承知をい
たしておりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

次に、「がんばる商店街」につきまして、その商店街が立地する地域によって参考にな
る事例も異なるという意見がございまして、そこで例えばでございまして、大都市部、地
方中核都市、地方都市、農山村地域など地域のカテゴリーを分けて、それぞれ選定した事
例活用が効果的ではないかという意見も各区長からございました。

さらに、商店街では、今回の補正に盛り込まれました商店街が発行するプレミアム商品
券の補助などについては、ある山の手区で調査をした結果、既にプレミアムをやってお
りまして、4割が大手コンビニ、スーパーで使われている事実があるという指摘がござい
まして、これについてももう少しみんなで勉強しようではないかという総会での発言がござ
いました。これは具体的に申せば杉並区の田中区長からの発言であります。

最後に申し上げたいのは、中小サービス事業者の生産性の向上でございます。いただ
いた資料にもございまして、また先ほどの課長さんの御発言にもありましたように、GDP
の7割、産業従事者でも約7割を占めておりますが、製造業などに比べますとサービス産
業の生産性は必ずしも高くない。それは、これまでグローバルマーケットを相手にしてこ
なかつたことや、サービス産業の担い手がどうしても規模の小さい産業や個人事業主が多
いことが考えられるのではないかと。それから、人口減少化で内需拡大のためにはサービ
ス産業の発展が欠かせない。生活に必要な商品は既に広く行き渡っているため、物が内
需を牽引するのは難しい。新たに需要が喚起されるのはまさにサービス分野ではないか。
そういう意味で、ここに着眼されてお力を入れるということは大歓迎である。

国に限りませんが、基礎自治体も含めた行政は、これまでサービス産業への支援とい
うのが、製造業、小規模企業、商店街に比べれば手薄であるという反省も我々はいたし
ておるところでございます。サービス業は、人件費そのものが大部分を占めているわけ
でございますので、支援の仕方には一考を要する面があるとは存じますが、この分野の
展開が我が国にとっては重要であって、本ガイドラインの策定は画期的で大変重要であ
るという評

価を区長会としてはさせていただきます。

最後に簡単に申し上げれば、私も、1, 710幾つを超える全ての自治体に手紙を書きまして、東京23区は、御案内のとおり900万人のマーケットでございますし、付加価値50兆円を毎年つくり出しております。何か私どもでお手伝いすることがございましたら御遠慮なくということで、既に400件の御返事をいただいておりますが、ほとんどが特産品を東京で売ってほしいという御意見でございます。こういうことを考えながら、最後に、地方法人課税、税制のことでございますが、いわゆる法人住民税にまで手が伸ばされてきて、党税調のほうで3,000億円だったものが7,000億円になり、今、1兆円持っていかれているのです。この失われた何十年で不交付団体が全国でどんどん減っています。しかし、交付団体でもこれではウイン・ウインの関係にはならない。東京の一極集中を批判するだけでは解決できない、もっとお互い助け合っていこう、こういうありがたい御意見もあります。

以上、いろいろ申し上げましたが、東京23区の思い上がりもあることが指摘されまして、実は事務のミスで26市にも手紙を出してしまったのです。23区だけが東京ではないというお叱りをいただきまして、大変恥ずかしい思いをいたしました。いずれにして、私どもそういう努力も、微力でございますが、やっておりますことをこの機会にお伝え申し上げて、大変御無礼でございますが、どうしても仕事の都合で中座をいたします。失礼をお許しいただきたいと思っております。

総じてこのたびの御決定については大歓迎という意見が多かったことをもう一度表明させていただきます。どうぞ、これからもよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。西川委員には大変貴重な御意見、それから有意義な御発言をいただきまして、感謝申し上げます。お帰りということでございますので、こういう御意見を参考にさせていただきたいと思うことと同時に、きょう、これは決定していかないといけない案件がございますので、今おっしゃったとおりにさせていただきます。よろしいですか。

○西川委員 御一任申し上げます。特にリージョナルなカテゴリーをぜひ御検討いただければと思います。つまりもっと具体的に言えば、これは思い上がってではないのですが、実際にそういう意見が出たのは、東京は一極集中だとか、金があつてどうだとかといろいろ怒られるのですけれども、政府が一括しておろしてこられることは東京も地方として見られているわけでございますね。したがって、大都市ではどう、中堅のところではどうというふうに、ぜひこれは御検討いただければと思います。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。どうぞ、ご退席されて結構です。

○西川委員 どうもありがとうございました

(西川委員退席)

○鶴田分科会長 それでは引き続き、申し上げたようにプレートカードを立てていただけましたら、その順序で御発言いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

す。

それでは、大浦委員、よろしく申し上げます。

○大浦委員 私のところは医療法人ですので、多分この中では数少ないサービス業を実際にやっているところだと思うのです。これは素直に御質問なのですが、いろいろ取り組みは大変すばらしく、見せていただいたのですけれども、資料6-1の「ガイドラインを軸とした支援策展開イメージ」の「中小サービス事業者の全体像」の一番上のトップのところには「連携」とありまして、「外部連携」による革新的ビジネスの創出に取り組む中小企業というところが一番少なくてトップにあります。外部連携は物すごくいろいろありますし、先ほど石井委員がおっしゃっていたようなことを含むのかなとも思うのですけれども、あれは結構特殊な例なので、実際にイメージされているこういうものが自分たちが支援したいものだというのであれば、お教え願えるといいなと思います。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

では、事務局、答えてください。

○平井課長 お答え申し上げます。

まず、先ほどの参考資料2をご確認願います。補正予算あるいは27年度の新年度の予算を使いまして支援申し上げたいというのが、左上の革新の3つの事業でございます。この中で特にサービスの革新という意味では、三角形の一番上の部分に当たりますものが、商業・サービス競争力強化連携支援事業、これは新規予算でございまして、27年度に初めて実施する予算でございます。昨日の政府予算案の中では9.9億円計上させていただいたのでございます。こちらのほうが連携体を前提にしての事業でございます。

ものづくり・商業・サービス革新事業は、昨年度も実施させていただきました、いわゆる「ものづくり補助金」でございまして、単体中小企業の設備投資等、革新的な事業に関しましては、こちらで御支援申し上げたいと思っております。

連携事業でございますけれども、これは基本的には公募でございますので、事業者の側が申請を出してこられて、我々中小企業庁側がそれを外部審査委員会に審査していただき、上から順番に採択される、こういう仕組みでございます。

例えば、想定しているものを2つ、例を挙げさせていただきます。ある老舗旅館が、なかなか生産性が上がらないというか、お客様に来ていただいて空室を下げていく、ずっと予約を入れていく、これに苦慮されていると聞いております。この旅館は、ICTシステムを活用されまして、自分でコンピューターサーバーみたいなものを投資するのではなくて、最近はやりのクラウドという情報システムで圧倒的なデータ量を使うという仕組みを使いまして、ここで過去にお泊まりになったお客様方の顧客データを一括管理して、好き嫌いでありませうとか、家族構成、そういったものでおもてなしサービスを提供することにチャレンジしていらっしゃるしまして、こういったものは一つの応援すべき典型例かなと考えているところでございます。

もう1つは、ちょっと制度的な意味でこれまで過去グレーだったもので今回からやれる

というものが、まさに健康・医療の分野でございます。例えば、スポーツジムが病気からのリハビリテーション支援をやろうとしたときに、それは医療行為なのか、それとも体を鍛えるための健康サービスなのか、一部グレーなところがございましたが、昨年の法改正等によりまして、そういったグレーの部分をきちっと仕分けできるような制度ができておりますので、そういったものを活用しまして、大学の医学部等が協力してスポーツジムをやって、リハビリテーションみたいなものを進めていくようなサービスというものも典型例かなと考えています。ただ、あくまで我々が想定している典型例でございます、実際には公募によりまして、いい提案からとっていきたい、このように考えているところでございます。

○鶴田分科会長 よろしいでしょうか。

○大浦委員 はい。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、榎本委員、よろしくをお願いします。

○榎本委員 ものづくりのデザインの追加は、私どもとしては非常にうれしい話です。特に中小企業を支援してせっかくものをつくっても、なかなかデザインができていないので、デザインというものをやればいいなというふうに確かに思います。

ただ、これは御質問なのですが、今までの指定というのはどちらかというと技術関係の縦割りのところがあったのですが、今度のデザインは横割りになりますね。そうすると縦で申請しておいて、横割りでもう一回できるのかどうなのか、あるいはこういうところをどういうふうな形で整合性をとればいいのか、あるいはこの申請をいつやればいいのか、そのあたりのところをきちんとわかっていけば教えていただきたいと思います。

○鶴田分科会長 その点について平井課長、手短かにひとつお願いします。

○平井課長 予算に関しましては、まだこれから国会審議が控えておりますので、今この場で時期や公募手続についてお答えするにはちょっと時期尚早かと存じます。ただ、横割りのものではありますが、関係する技術分野に複数のチェックが入るようなテーマ、例えばデザインと立体加工、デザインと表面加工とか、幾つかの複数のテーマにまたがるようなものも我々はぜひお受けしたいと考えておるところでございます。

○鶴田分科会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、竹岡委員、よろしくをお願いします。

○竹岡委員 3点、この2つの議題にまたがって意見を言いたいと思います。

まず1つ目は、ものづくりのところにデザインが入ったということで、画期的だと思っております。特に弁護士の観点で言えば、今まで知的財産権と言えば特許権に焦点が当てられがちだったのですけれども、模倣品を税関で差し止めするときには特許は税関の職員にとっては難し過ぎて差し止めの判断がなかなかできない。しかし、意匠権はすごく役立つもので、模倣品の流入を防ぐのにとってもいい、使えるものなのです。一方、中国とかで非常に模倣品がはやっていますけれども、それを中国で取り締まるにも意匠権というのは

とても役に立つので、この意匠権というものの活用をもっと今まで以上に促すような形で入れていただきたい。中小企業はやっと特許が何となくわかるかなぐらいで、意匠権というものに対してはほとんど皆さん理解されていないですね。意匠権は特許よりもある意味で簡単にとれて、特許よりも使いやすいということをもっと中小企業の方がわかっていたら、例えば模倣品の流入や、中国での模倣品による被害がかなり少なくなるのではないかと考えております。ぜひ、それに焦点を置いていただきたいと思います。

2点目は、来年度以降に向けてですが、ものづくりという言葉自体が本当にいいのかというのはずっと思っているところで、要するに、ものづくりという言葉の中にいいものをつくれば売れるという神話のような発想がずっとあるのが日本企業の衰退している一つの原因だと思っております。デザインが入ったということは、逆にユーザーのほうから、マーケット側から物を見るという視点がかかなりはっきりと入ってきているのかなと今回思っています。これをもう一段階、次に発展させていただくと、今回の例えば審査の過程でどのような実際のマーケットのニーズが具体的にあると感じるのか、と説明を求めることも考えていただきたい。もちろん新しくマーケットを創造する場合もあるでしょうから、全件機械的に求めるという訳にはいかないかもしれませんが、ただ、そういう視点をぜひ申請する側に求めていただいて、ガラパゴス化した技術を追っていくというのはもう切断していただきたい。3Dプリンターとか、ある意味で今までの中小企業のものづくりの技術力というのが根底から覆されるようなことが実は技術の進化で起きているということを感じますので、ガラパゴス化すると絶対に生き残れないので、今のうちにマーケット側から見るという視点を申請する中小企業にぜひ求めていただきたいと思います。

3点目は、サービス事業者の生産性向上のガイドラインにも関係するところがございます。これはベンチャーにも関係しております。サービス事業者の生産性向上のために役立つソフトウェア、例えば人の動線、従業員がどのように動いているかを追跡するソフトウェアや、人の最適配置、物の最適配置を割り出す、そういうソフトウェアをベンチャー側が作っている時代になっています。これは案外知られていない。このような製品はもちろん大企業側もニーズはあるのですけれども、むしろ中小企業の、例えば飲食業であるとか、人をたくさん使っているようなところにこそ本当は求められるようなものです。サービス高度化のための、サービス合理化のためのソフトウェアというのをベンチャーがつくっていますが、これも「ものづくり」といっていいのかどうかかわからないですけれども、こういうものが始まっている。これをぜひ支援していただいて、またこれを活用していただきたい、そういうような方向に行けば非常にベンチャー支援にもなりますし、中小企業のサービス事業の高度化ということにもなるので、今後長期的にそういう観点も入れていただければと思いました。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。木村委員、お願いします。

○木村委員 中小企業のものづくりの政策にデザインを取り入れられるのは大変すばらし

いことだと思えます。ぜひ進めていただければと思えます。

その観点から一言コメントさせていただきます。京都大学で3年前から京都大学デザインスクールがスタートしています。これは文科省のリーディングプロジェクトという事業で、専門分野を極めながら領域横断の知見を有するドクターの人材を育成するというものです。また、大学の中で教育するだけではなくて、社会の実問題で育てていくということを目的とし、京都リサーチパークにデザインイノベーション拠点という産学連携の場を設けられました。また約40社の企業が入っているデザインイノベーションコンソーシアムを立ち上げ、企業と学生が一緒になって切磋琢磨するという活動も進めています。

京大デザインスクールのデザインは、例えば社会のシステムやアーキテクチャーをデザインするというようにデザインを非常に広義な意味で捉えています。つまり情報学や工学、経営学、心理学等の専門家がデザイン学という共通言語で協働し、社会を変革できるような人材を育成することを目的としています。

また一方で、デザイナーさんが、これから単にいい物を作るだけではなく、先ほどもユーザーエクスペリエンスというお話がありましたけれども、デザイン思考で物を見ていけない時代になりました。いま、この2つのアプローチでデザインに関心が持たれていると感じています。

我々のコンソーシアムの活動も大手企業は積極的に参加されていますが、中小企業の参画は限定的です。今回の政策が一つのきっかけになり、イノベーションツールとして中小企業にもデザインがうまく取り入れられればと思えます。

そこで1つ質問ですが、中小企業にとってのデザインを今後どういうふうに育てていこうと考えておられるのかお聞きしたいと思います。最終製品をつくっている中小企業にとっては狭義のデザインというのは非常にわかりやすいですが、部材や素材メーカー、加工業等にとっては取り込みにくい思考だと思います。その意味でも、もう少し広義の意味でのデザインという思考を取り入れていく必要があるのではと考えます。今後の展開も含め、どのようなスタンスでデザインという概念を育てていこうとされているのか、御質問させていただきます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

今の質問の件はもう少し後で答えさせていただいて、まず高田委員にお願いしたいと思います。

○高田委員 感想めいたお話なので回答も何も要らないのですが、前職の経験から申し上げて、実は自動車というのは、もともと購入動機的な視点から見ますとデザインは極めて大きなウエートを占めているのです。何十年も前からそうなのですが、それに加えて、例えば先ほどユーザーエクスペリエンスというような言葉が出ましたが、いわゆるドアの開閉音、エンジンの音、そういったこともユーザーにとって極めて魅力的な一つの要素であるというようなことがずっと言われておりました。そういった意味で、ものづくりにこういった要素といますか、デザインが入ることは極めて意味のあることだと

と思いますが、やや遅きに失した感があったなという感想だけ申し上げます。

それから、サービスの話ですけれども、これからの地方創生について考えていきますと、先ほどサービスの生産性向上でご説明のあった分子・分母の中の分子のほうに力を入れていかないと、要するに需要を拡大していくというような方向ですね。したがってまず最初の誰にどのようなサービスをどのような方法で提供し、付加価値を生み出していくのか、というところが極めて重要なことだろうと思っています。ということで、高木さんからもそのような御説明がありましたので、そういう方向で考えていらっしゃると思いますが、念のために申し上げます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等がございましたら、どうぞ。足立委員、よろしく申し上げます。

○足立委員 事前にいただきました資料5を中心に読ませていただいて、再三出ております、ユーザーエクスペリエンスあるいはユニバーサルデザインという言葉に新鮮な印象を持ちました。特に沼上委員長の話でユーザーエクスペリエンスの対応側に恐らくモノやサービスを提供する側のプロバイダーエクスペリエンスというものがあって、そういう方もやはりマーケットでのインタラクションに、ある種の喜びを感じる側面がある。その際に、ユーザーエクスペリエンスの場合もユニバーサルデザインの場合も、特にユニバーサルデザインの場合には、通常、介護、障害者、高齢者、そういった弱者的なカテゴリーとは別に、たくましく社会活動に参画する女性という視点から、デザインその他を総合的に点検するような委員会が、委員長もメンバーも事務局も全部、女性で構成されるようなものが1つあってもいいのではないかという気がいたします。

もう1つは、海外市場を眺めた場合には、金にはならないかもしれないけれども、いわゆる国際貢献としてのベイス・オブ・ザ・ピラミッドとかボトム・オブ・ザ・ピラミッドという10億人を超えるマーケットがあるわけですから、日本が既に持っているものの応用とか活用でそういうところに貢献できるものを発掘していくためには、むしろODA資金を使ってもいいと思う。

サービスはヒューマン・リソースのコンテンツが非常に高い産業であることは明らかですが、残念ながら、40年ほど大学で教えておりました、人間関係を取り持つスキルが若い人はどんどん落ちている。制度的にも今、個人情報保護とか言いまして、我々、学生の住所を知りません。年賀状を受け取る比率は30年ぐらい前の古い学生ほど高い。最近の学生は、卒業したらメールでやりとりするか、教員そのものがLINEに入っていれば別かもしれませんが、あれはまた過剰に負担を要求されるので入らないということになる。本当に音信不通ということになります。

最後に、湯布院に老舗の温泉が3つほどあるのですが、そのうち新しくて、なおかつ評価の高いところで「従業員をトレーニングするどんなマニュアルをお使いですか」と言ったら「ありません。マニュアルが要るような従業員はうちには要りません」と言われました。ヒューマン・リソースの重要性を物語るエピソードです。

○鶴田分科会長 では、浜野委員、よろしくお願いします。

○浜野委員 各委員の方々からもいろいろと既に御意見があったかと思いますが、このたびの特定ものづくり基盤技術の見直しについてデザインを追加されたということは非常にすばらしい取り組みだなと感じています。

これは、ある中小ものづくり、いわゆる町工場での出来事なのですけれども、ある部品町工場がありまして、部品加工ばかりやっていた。これを何とか最終製品、中間製品ぐらまで押し上げたいということで、自分のところで図面を描いてお客様に製品提供をしていくときにあった実際の話なのですけれども、いろいろな提案をしてもなかなかお客様は食いついていただけない。特に外観のデザインの部分でお客様に納得がいただけないということで、いろいろと図面を描いたり提案をしてもなかなか採用していただけない状況にあったということです。あるデザイナーさんと組んで、お客様のほうに提案をさせていただいたところ、それがすぐ採用になったということです。

それは、見た目のいいデザインであったからということではなくて、例えば私たちが持っている名刺なんか縦と横の比率が黄金比という比率でできているわけですね。要は、人間がぱっと見た状態で縦と横の比率が一番美しいと思われる比率が黄金比と言われているものでありまして、なぜこの形にしたのか、なぜこういう寸法にしたのかというときに、デザイナーさんと一緒に組んで、そういう目線、観点をもって、この製品の縦横のラインは全て黄金比でできていますという提案をさせてもらったら、すぐに採用になったということです。

ですから、見た目の美しさ、しゅっとした格好よさだけではなくて、製品の説得性なり整合性をきちっと説明する上でもデザインというのは非常にすぐれた手法であるということを感じておりまして、ここの分野について追加をされたということは非常に評価できる提案ではないかということを感じたので、少し意見を申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、平野委員、よろしくお願いします。

○平野委員 資料5を読ませていただいて、私、税理士でございますので、すぐ目が行くのが最終12ページです。これは「川上中小企業者等の発展に向けて」というところに出てきているのですが、12ページの「⑤計算書類等の信頼性確保、財務経営力の強化」とあります。これにはまさしく我々日税連・税理士会を挙げて協力させていただきたいと思えます。日税連では、昨年、中小企業対策部を設置しました。これまでの中小企業対策特別委員会、時限的な組織であったものを恒常的な組織としました。その施策の第一番に、いわゆる財務支援を掲げておりますので、ここについては組織を挙げて協力させていただきたいということでございます。

デザインが追加されたのはまさしく今の時代に必要なことであると思いますが、私は出身が、今もそうなのですが、金沢です。デザインとかブランドとかというと頭がどうして

も伝統工芸等を思い浮かべてしまいます。伝統工芸では、一時期強いブランド力があつたものがかなり低下してきている。それが今、再構築、再生という形でいろんな試みをしておりますので、そこら辺にも光が当たるような形で具体的にやっていただければありがたいと思います。

中小サービス事業者の生産性向上のガイドライン、この資料も見せていただくと、ピラミッドのところ、中小企業385万社、その中で成功事例の普及・展開、これはやはり非常に重要なことであると思いますので、例えば北陸であれば、固有名詞を出してはいけないのでしょうか、とある有名な旅館が、プロが選ぶ旅館で35年連続日本一になっております。これはやはりおもてなしのノウハウがあるのだと思うのです。そういったことを周知普及させていただいて、参考にできればいいのかなという感想を持ちました。

以上でございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

あと、御意見、御質問等もございましたら、最後にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ないようでしたら、先ほど御質問があったことについて平井課長から手短にお願いしたいと思います。

○平井課長 まず、竹岡委員のほうからございました意匠権のことでございます。資料5の11ページの「⑤知的財産に関する事項」というところでございます。他のものづくり分野におけるこの項目は、主に特許に関して書かせていただいているところでございますけれども、デザインに関しましては、ここに意匠権の取得を図っていくということも書かせていただいたところでございます。

特許庁のほうからも、部内で御議論させていただきまして、ぜひ、意匠についても中小企業の知的財産の活用というものを応援していきたいということをいただいておりますので、今後の施策の中でもしっかりとその点を踏まえていきたいと思っております。

また、マーケットの視点でありますとか、あるいはサービス高度化のための具体的なソフトウェアをつくられた中小企業があるという点、今後、案件を審査していく上で、我々の知見としましても、マーケットの視点を高めていきたいと考えております。具体的事例の御紹介も含めまして、我々を御指導いただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

木村委員のほうからございました中小企業の中でデザインとマーケットとのインターフェースをどうやって育てていくのか、これは非常に難しい問題でございまして、我々としても答えがあるわけではございませんが、一つ我々としてぜひ取り組みたいと思っておりますのが、産官学の連携、デザインとものづくりとを融合させるような、そういった大学発の取組というものを幾つか我々見聞しておりますので、実際にプロジェクトの組成に当たりましては、産学官の連携体、こういったものの中から中小企業の技術とマーケットデザインを捉えたような試みが出てくるということを大きく期待しておりますし、それを支

援していきたいと考えているところでございます。

あと、ユーザーエクスペリエンスにおける女性の視点、あるいは海外のBOPマーケットについて、特にマーケット志向の話でございますけれども、海外マーケットも含めまして、できるだけ中小企業の販路開拓を支援申し上げたいと思っております。サポイン事業やものづくり補助金の成果が出ました暁には、ぜひ出口側、販路開拓のほうにも支援をつないでいきたいと思っており、その節には、恐らく認定支援機関の方々でありますとか、よろず支援拠点、さまざまな販路開拓側の施策のほうにそういったものを連携していきたいと考えているところでございます。

ブランド力の中で伝統工芸の活用的との御指摘もございました。我々は別に伝統工芸だけを選ぶわけはありませんが、伝統工芸を排除するものでもございませぬ。特にデザインということであれば、繊維関係あるいは陶器・漆器、いろいろな御提案が出てこようかと思っております、その辺、楽しみにしているところでございます。ぜひ、いい御提案をいただければ我々としても大変幸いです。

○高木課長補佐 私からの説明で申し上げ忘れてたのですが、サービス業は皆様御承知のとおり労働集約的な産業で、結局、一番の財産は従業員だということが委員会でも再三コメントとして出ておりました。ガイドラインの中で方法論に落とし込むのは難しい点もありますが、それが一番大事だということはきちんと明記をしていきたいと思っておりますし、そのためにできることがあれば、このガイドラインに限らず、経済産業省のサービス政策課でも今後、政策を検討していきたいと思っております。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

先ほどから各委員からいろいろ御質問、御意見がございまして、今、答弁させていただいたとおりでよろしいでしょうか。御理解いただきましたでしょうか。

(各委員うなずく)

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事であります「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しについて」取りまとめをさせていただきたいと思います。本日、御確認いただきました「特定ものづくり基盤技術(案)」及び「中小企業の特定期ものづくり基盤技術の高度化に関する指針(案)」については、本日の案をもって取りまとめさせていただきたいと思います。また、経済産業大臣告示の審査過程における技術的な修正等につきましては、分科会長である私に御一任いただきたいと存じますが、いかがでしょう。

(「異議なし」と声あり)

○鶴田分科会長 ありがとうございます。御賛同いただきまして感謝申し上げます。

それでは、「特定ものづくり基盤技術」及び「中小企業の特定期ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」につきましては、後日、本審議会の会長の御同意を得て中小企業政策審議会の答申とすることといたしたいと思います。

なお、参考資料2として「平成26年度補正予算・平成27年度予算案・税制改正案 中小

企業・小規模事業者対策のポイント」を配付しております。本日は時間の都合上、説明は省略させていただきますが、御質問等がございましたら、事務局、中小企業庁までお問い合わせいただければありがたいと思います。

次に、「がんばる中小企業・小規模事業者・商店街表彰について」の審議に入りたいと思います。

冒頭、事務局から御説明があったとおり、非公開の議事とさせていただきますので、ここで報道関係者、傍聴者につきましては、係の誘導に従って御退室をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(報道関係者及び傍聴者退室)

【以下、非公開】